

# 鳥取県立鳥取養護学校 いじめ防止基本方針（令和7年度版）

鳥取県立鳥取養護学校  
平成26年8月18日策定

いじめに対する基本的な理念や体制を定めた「いじめ防止対策推進法」の理念に則り、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に組織的に対応するため本方針を策定する。

## 1 いじめに対する本校の基本的な認識

### (1) いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

### (2) いじめに対する基本的な認識

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識を、すべての児童生徒と教職員が持つ。

- ①「いじめはしない・させない・見逃さない」を大原則とする。
- ②いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」という態度で臨む。
- ③いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を守るとともに、校内だけでなく家庭や関係機関、専門家と協力して、解決に当たる。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) 校内体制

いじめの防止等を組織的かつ実効的に行うため、次の機能を担う「**いじめ防止対策委員会**」を設置する。

#### ①構 成 員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、学部主事、生徒指導主事、校内支援主任、コーディネーター、養護教諭、担任、該当児童生徒に関係のある教職員

※情報を集約する担当（生徒指導主事）

※会は校長が招集し、議事録作成者は、校内支援主任が行う。

#### ②取組内容等

- ・基本方針に基づく取組・計画作成、実行、検証、修正の中核的役割
- ・いじめの疑いに関する相談、情報収集、記録、共有
- ・事案発生時の対応策の立案と組織的に実施するための中核的役割

#### ③家庭や地域、関係機関との連携

- ・必要に応じて、校内組織のほか、保教の会会長、スクールサポーター等を招集する。
- ・県教育委員会等との連携を図る。

### (2) 運営について

- ・年2回（4月・11月）に定例委員会を開催する。
- ・事案発生時（疑いを含む）は、速やかに校長が招集する。

## 3 いじめ防止等の対策の基本的事項

### (1) いじめの未然防止に関する取組

○すべての児童生徒が安心、安全に過ごせる学校づくり

- わかる授業づくり、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくり
- 互いに認め合える人間関係を作り出す活動の設定
- 児童生徒の自主性や主体性を支える生徒指導の展開
- 体験活動を通じた人権教育や道徳教育の充実
- 情報モラル教育の推進

(2) 早期発見のための取組

- 全ての教職員による見守りと毎日の丁寧な健康観察
- 在籍する児童生徒に対する定期的な調査等の実施
- スクールカウンセラーによる相談活動の実施
- 月2回生徒指導ミーティング（校内支援担当、養護教諭、SC）の開催（校長室）
- 学部会、児童生徒情報共有システム等を活用した全職員による児童生徒の共通理解の推進
- 保護者との連携を密にし、児童生徒の変化等への対応

(3) 発見したいじめの早期解決に向けた組織的な取組

- ①いじめを発見（またはいじめが疑われる情報をキャッチ）した時には、個人で判断せず生徒指導主事（集約担当）に連絡・報告する。その後、状況によっては速やかに「いじめ対策検討委員会」を開催し、いじめと認知した場合は、被害者及び加害者、いじめが起きた集団に対する迅速な対応をする。
- ②いじめられている児童生徒の心身の安全に配慮するとともに、いじめている児童生徒に対しては毅然とした態度で対応する。
- ③学校内だけでなく、関係機関や専門家と協力して解決に当たる。

4 重大事案への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒の保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があった場合は、県教育委員会と協議の上、対処する。

- 的確な情報収集
- 緊急にいじめ対策検討委員会を開催、全教職員への周知と組織的な対応
- 調査等の実施
- いじめを受けた児童生徒、いじめている児童生徒及びそれぞれの保護者に対し、事実関係など必要な情報を迅速かつ適切に提供
- 解決に向けた指導、援助
- 継続指導、経過観察
- 再発防止（いじめをなくすための取組）

5 その他留意事項等

いじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目にも加えて、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関する取組や早期発見に関する取組など

(附 則)

- ・本方針は平成29年9月4日に一部改正する。
- ・本方針は令和6年1月10日に一部改正する。